

青森市水道事業条例等の一部を改正する条例の制定について

1 概要

「青森市水道経営プラン（2019～2028）」において取り組むこととしている経営の効率化を進めるにあたり、水道メーターの検針業務に係る委託費用の削減を図るため、これまで毎月行っていた水道メーターの検針を隔月で実施できるよう改正するとともに、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、水道整備・管理行政に必要な技術者を確保するため、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直されたことに伴い本市における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改正するものである。

2 隔月検針導入に伴う改正【青森市水道事業条例・青森市下水道条例・青森市農業集落排水施設条例】

(1) 主な改正内容 水道メーターの隔月検針の概要 ⇒ 資料別紙参照

料金の算定方法の改正

①青森市水道事業条例の改正

水道メーターを隔月で検針できるよう、また、2か月分の使用水量を各月均等とみなして料金の算定ができるよう改正する。

②青森市下水道条例及び青森市農業集落排水施設条例の改正

水道料金と同様に2か月分の使用料を算定できるよう改正する。

(2) 施行日

令和8年1月1日

3 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する改正【青森市水道事業条例】

(1) 主な改正内容

①布設工事監督者・水道技術管理者の資格要件の見直し

水道整備・管理行政に必要な技術者を確保するため国が布設工事監督者・水道技術管理者の資格要件を見直ししたことを踏まえ、本市におけるそれらの資格要件を国と同様に改正する。

- ・学歴・学科要件の見直し
- ・必要とされる実務経験年数の見直し等

② 水道整備・管理行政に関する事務が移管されたことに伴う所管省庁の変更

- ・「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改正する。

※「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和6年3月29日厚生労働省令第65号）」の施行に伴う改正

(2) 施行日

- ①令和7年4月1日
- ②公布の日